

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	恵庭市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道恵庭市長

公表日

令和5年11月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>1.事務の概要 生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収等の事務を行う。</p> <p>2.特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>①受給資格者の管理 ②生活保護費の支給決定及び支払、決定通知書の作成 ③医療券、介護券、施術券、治療材料券等の作成 ④検診命令書の作成 ⑤医療要否意見書の作成 ⑥受給証明書の発行 ⑦生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑧医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑨医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑩医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第1の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会の根拠 別表第2の26の項 ・情報提供の根拠 別表第2の9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会の根拠 第19条 ・情報提供の根拠(条) 第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59の2の2、59の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	恵庭市（総務部総務課） 061-1498 恵庭市京町1 0123-33-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	恵庭市（保健福祉部福祉課） 061-1498 恵庭市京町1 0123-33-3131

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査				
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	様式に「IV リスク対策」を追加	—	評価書の内容のとおり。		様式の変更による。
令和1年6月28日	様式の変更(Ⅰ-5-②)評価実施機関における担当部署②所属長→所属長の役職名	福祉課 深田 雅一	福祉課		様式変更による。
令和1年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点		再実施による。
令和1年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点		再実施による。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2		番号法改正による号ズレの修正。
令和5年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収等の事務を行う。	1.事務の概要 生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収等の事務を行う。 2.特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①受給資格者の管理 ②生活保護費の支給決定及び支払、決定通知書の作成 ③医療券、介護券、施術券、治療材料券等の作成 ④検診命令書の作成 ⑤医療要否意見書の作成 ⑥受給証明書の発行 ⑦生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑧医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑨医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑩医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	事務の追加による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	生活保護システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバ	生活保護システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバ、統合専用端末、医療保険者等向け 中間サーバ	事後	事務の追加による。
令和5年10月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。) 第9条第1項及び別表第1の15の項	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。) 第9条第1項及び別表第1の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令第 15条	事後	記入漏れによる加筆。
令和5年10月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 ・情報照会の根拠 別表第2の26の項 ・情報提供の根拠 別表第2の9、10、14、16、24、26、27、28、30、 31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、 106、 108、116、120の項	番号法第19条第8号及び別表第2 ・情報照会の根拠 別表第2の26の項 ・情報提供の根拠 別表第2の9、10、14、16、20、24、26、27、28、 30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、 87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 ・情報照会の根拠 第19条 ・情報提供の根拠(条) 第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、 24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、 52、53、55、58、59の2の2、59の3	事後	番号法の改正等による条文の 変更、追加による。
令和5年10月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年12月18日現在	令和5年10月1日現在	事後	再実施による。
令和5年10月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年12月18日現在	令和5年10月1日現在	事後	再実施による。